第

5719

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2017年)$ 平成29年 5月 26日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 保険金を受取る2つの方法

A:次のようになります。

【解説】

妹さんに保険金を残すには、次の2つの方 法があります。それぞれ、次のような特徴が あります。

- 1. 契約者=本人、被保険者=本人、保険金受 取人=妹
 - この方法の特徴は、次のとおりです。
- ①保険金は、みなし相続財産となり相続税の 対象になる
- ②妹は遺贈により財産を取得したことになり、 相続税の申告が必要になることがある
- ③妹にも相続税がかかることがある
- ④妹に相続財産の内容がわかってしまう
- 2. 契約者=妹、被保険者=本人、保険金受取 人=妹
 - この方法の特徴は、次のとおりです。
- ①保険金は、相続税の対象ではなく所得税の 対象になる
- ②妹に所得税(一時所得)がかかる
- ③本人の相続からは切り離される







